

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成26年3月7日

京都市長 門川 大作

京都市規則第155号

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例（平成25年12月24日京都市条例第83号）の施行期日は、平成26年3月8日とする。

（建設局水と緑環境部緑政課）